

家畜所有者の皆様へ

7月1日から「飼養衛生管理者」の選任が必要です

- 家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理区域(農場)ごとに、**飼養衛生管理の責任者である、「飼養衛生管理者」を選任することが義務**付けられました。

※ 飼養衛生管理者には、**所有者自らになることも可能**です。

- 飼養衛生管理者は、以下の業務を行う必要があります。(以下の業務を行える人を選任する必要があります。)

- ① 飼養衛生管理区域に出入りする者の管理(チェック・指導等)

飼養衛生管理区域に出入りする者(従事者・出入り業者等)が、**飼養衛生管理基準**の遵守(靴を履き替えているか、消毒しているか等)を**チェック**し、遵守していない場合には**指導**

- ② 従業員等への飼養衛生管理基準の周知・教育等

飼養衛生管理に関する研修会等に参加し、**理解を深め**、飼養衛生管理区域内の**従事者と共有**

- ③ 国・県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

国・県等から共有される家畜衛生に関する知見(疾病の発生状況、疫学的情報や特性に応じた消毒方法等)や、飼養衛生に関する研修会で**得られた情報等に即して、適時適切な対応**

- 今後は飼養衛生管理者を中心に、飼養衛生管理区域(農場)における防疫体制の構築を図っていただく必要があります。

このため飼養衛生管理者に対し、家畜衛生に関する情報等を適時共有し、各農場でご対応いただくために、**飼養衛生管理者のメーリングリスト登録を推進**しております。

つきましては、**本チラシ裏面を参考に、飼養衛生管理者の登録をお願いします。**

飼養衛生管理者の

メールアドレスの登録 をお願いします。

※ 登録は、3分ほどで終わります。

○ 以下のいずれかの方法で登録サイトにアクセスし登録してください

(1) QRコードから

右のQRコードを読み取り、アクセスして下さい。

又は、

(2) 宮崎県庁ホームページから

宮崎県庁HP (<https://www.pref.miyazaki.lg.jp>)を検索し、

しごと・産業>畜産業>家畜防疫対策>飼養衛生管理者情報登録
を選択して下さい。

又は、

(3) URLを直接入力

URL: <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/e8KbZT2h>



「QRコードは(株)テンソーウェブの登録商標です」

○ 入力いただく内容

(1) 農場情報(農場名、農場住所、所有者名)

(2) 飼養衛生管理者情報(氏名、電話番号、住所、メールアドレス)

※ **定期報告の写し**をご準備いただければより円滑に進みます。

※ ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用いたしません

ご不明な点がございましたら、管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせ下さい。

宮崎家畜保健衛生所 0985 - 73 - 1377
都城家畜保健衛生所 0986 - 62 - 5151
延岡家畜保健衛生所 0982 - 32 - 4308

日南駐在 0987 - 64 - 2212
小林駐在 0984 - 22 - 7011
高千穂駐在 0982 - 72 - 2511